

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和8年2月12日

熊本県知事 様

株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 石橋亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガセンタートライアル荒尾店
荒尾市南新地土地区画整理事業10街区

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前)

位 置	収容台数
建物南側（資料-3 建物配置図（変更前）上・駐輪場A）	50台
南側敷地内B1棟東側（資料-3 建物配置図（変更前）上・駐輪場B-1）	40台 (内、25台)
南側敷地内B2棟東側（資料-3 建物配置図（変更前）上・駐輪場B-2）	
南側敷地内B3棟東側（資料-3 建物配置図（変更前）上・駐輪場B-3）	
合 計	75台

(変更後)

位 置	収容台数
建物南側（資料-4 建物配置図上（変更後）・駐輪場A）	50台

3 変更する年月日

令和8年10月13日

4 変更する理由

営業政策のため



〔設置者、建物等の概要〕

1 変更の趣旨

地域の皆様におかれましては、益々のご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、メガセンタートライアル荒尾店の駐輪場の削減を計画しております。
変更計画にあたり、地域の皆様方の日常生活の利便性の向上に努めてまいります。

2 大規模小売店舗設置者の連絡先等

(1) 設置者の連絡先及び電話番号・FAX番号

株式会社トライアルリアルエステート 代表取締役 亀田晃一
福岡市東区多の津一丁目12番2号
TEL 092-626-5550 FAX 092-626-5551

(2) ①周辺の生活環境保持の対応策の小売業者等への周知措置

従業員に届出書及び添付資料の内容を説明することで、施設の運営方法の明確化を図るとともに、定期的なテナント会議により周知徹底を図る。

②周辺の生活環境保持のための監督・管理責任者

メガセンタートライアル荒尾店 店長

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

〔規則 § 4 I ③〕

(1) 建物位置図

別添「資料-1 建物位置図（広域図）」参照

(2) 周辺見取図

別添「資料-2 周辺見取図」参照

(3) 建物配置図

別添「資料-3 建物配置図（変更前）」参照

別添「資料-4 建物配置図（変更後）」参照

4 店舗施設計画の概要

(1) 計画地の概要

①敷地面積及び土地の所有形態

建物敷地	17,958㎡	自己所有
駐車場用地	8,604㎡	自己所有
合計	26,562㎡	

②法令上の用途等

都市計画区域内、用途地域：近隣商業地域

③現在の利用状況

メガセンタートライアル荒尾店が営業中

(2) 計画地周辺の概要

①立地環境

建物敷地北側：市道南新地線を挟み戸建住宅が立地している。

建物敷地東側：国道389号を挟み戸建住宅が立地している。

建物敷地南側：区画道路9.5-3号を挟み（仮称）荒尾ファッションモール建設予定地が面している。

建物敷地西側：区画道路9.5-3号及び有明沿岸道路を挟み土地区画整理事業9街区（温浴、宿泊、アウトドア施設など誘致）が面している。

②隣接地の用途現況

別添「資料-2 周辺見取図」参照

③基盤整備に関する事業の有無とその内容

有（荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業）

- ・ 広大な遊休地の有効活用を図るために土地を整理し、都市基盤（道路・公園等）の整備により宅地利用の増進を図ること及び有明海沿岸道路と一体的なまちづくりにより、都市機能の集積を図り、JR荒尾駅周辺地域全体の活性化につなげることを目的としている。

④街並みづくり計画の有無とその内容

当該計画なし

⑤都市計画及び中心市街地活性化基本計画との関連性

特になし

- (3) 開店若しくは施設変更等の届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分である場合の追加的対応方針

事前予測結果と変更後の状況に大きな乖離が生じた場合には、再度調査・予測を実施した上で、必要な追加的対応策を講じていく。

5 その他（特記事項）

特になし

[駐 車 需 要 の 充 足 等]

1 駐輪場の計画（原動機付き自転車を含む）

(1) 駐輪台数の算出根拠

ア 指針参考による駐輪台数の算出

店舗面積 (6,171㎡) ÷ 35㎡ = (176台)

イ その他の方法による駐輪台数の算出

駐輪場附置 条例の有無	有 (条例名) ・ (無)																																																			
必要駐輪台数 の予測結果 及び算出根拠	必要駐輪台数算出根拠： 既存店舗における駐輪場の利用実態調査結果を基に必要駐輪台数を設定する。 令和7年8月31日 (日) 晴れ																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間帯</th> <th colspan="3">滞留台数</th> </tr> <tr> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時台</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>10時台</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>11時台</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>12時台</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>13時台</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>14時台</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>15時台</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>16時台</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>17時台</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>18時台</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>19時台</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯	滞留台数			自転車	原付	合計	9時台	8	6	14	10時台	9	5	14	11時台	10	3	13	12時台	5	2	7	13時台	4	2	6	14時台	4	4	8	15時台	1	2	3	16時台	3	3	6	17時台	7	3	10	18時台	3	3	6	19時台	4	2	6
	時間帯		滞留台数																																																	
		自転車	原付	合計																																																
	9時台	8	6	14																																																
	10時台	9	5	14																																																
	11時台	10	3	13																																																
	12時台	5	2	7																																																
	13時台	4	2	6																																																
	14時台	4	4	8																																																
	15時台	1	2	3																																																
16時台	3	3	6																																																	
17時台	7	3	10																																																	
18時台	3	3	6																																																	
19時台	4	2	6																																																	
必要駐輪台数	14台																																																			

(2) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場No.	駐輪場構造	収容台数	面積	駐輪区画の大きさ	
				一般用	三輪車・バイク用
駐輪場A	平面式	50台	50.0㎡	0.5m×2.0m	—

(3) 駐輪場の管理体制

項目	内 容
整理員等の配置	・店舗従業員の適宜見回りにて対応する。
営業時間外の管理等	・特になし。

(4) 駐輪場案内の表示方法

駐輪場である旨の路面表示 (別添「資料-4 建物配置図上 (変更後)」参照)。

2 その他 (特記事項)

特になし

現在事項全部証明書

福岡市東区多の津一丁目12番2号
株式会社トライアルカンパニー

会社法人等番号	2900-01-009110	
商号	株式会社あさひ屋	
	株式会社トライアルカンパニー	昭和59年10月 1日変更
本店	福岡市中央区高砂二丁目4番2号	平成 5年 4月 1日移転
	福岡市東区多の津一丁目12番2号	平成15年 8月 4日移転 平成15年 8月 6日登記
公告をする方法	<p>当会社の公告は、電子公告とする。 https://trial-holdings.inc ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報にて掲載して行く。</p>	令和 6年 9月 2日変更
		令和 6年 9月 3日登記
会社成立の年月日	昭和56年7月10日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 百貨小売業およびこれに関連する商品の製造・加工・輸出入・卸売業、訪問販売業、通信販売業 2 酒類の輸出入および販売業 3 塩・たばこの販売ならびに穀物類の加工および販売業 4 医薬品、医療品、動物用医薬品、医薬部外品、毒物劇薬、化学工業薬品、薬学実験用薬品、化粧品、衛生用品、医療器具および計量器の販売業 5 自動車その他車両およびこれらの部品の販売ならびに整備業 6 家畜、愛玩動物の飼育および植物の栽培ならびにこれらの輸出入および販売業 7 飲食店・興行場・遊技場・映画館・旅館・プレイガイド・スポーツ施設・文化教室・学習塾・結婚式場・展示会場・駐車場およびガソリンスタンドの経営 8 写真業、印刷業、クリーニング業、理容業および美容業 9 海外商取引の代理および輸出入業 10 インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守 11 物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務 12 コンピュータおよびその周辺機器、ソフトウェア製品の企画、開発、製造、販売、輸出入および賃貸 13 不動産の売買、賃貸借、不動産管理、仲介および鑑定業 	

	<p>14 金銭の貸付、その貸借の媒介およびその貸借の保証ならびにクレジットカード取引業</p> <p>15 各種企業の経営指導および業務受託</p> <p>16 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</p> <p>17 倉庫業</p> <p>18 貨物自動車利用運送事業</p> <p>19 中古品の買取及び販売</p> <p>20 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>平成30年 3月21日変更 平成30年 3月30日登記</p>	
発行可能株式総数	160万株	平成20年12月18日変更
		平成20年12月19日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	<p>発行済株式の総数 48万8452株</p> <p>各種の株式の数 普通株式 48万8452株</p>	平成24年 5月 7日変更
		平成24年 5月 7日登記
資本金の額	金21億2335万300円	平成23年 1月13日変更
		平成23年 1月19日登記
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p>平成18年 6月28日変更 平成18年 6月30日登記</p>	
役員に関する事項	取締役 植木野仁司	令和 7年 9月29日重任
		令和 7年10月 1日登記
	取締役 塩川直之	令和 7年 9月29日重任
		令和 7年10月 1日登記
	取締役 石橋亮太	令和 7年 9月29日重任
		令和 7年10月 1日登記
	取締役 大塚長務	令和 7年 9月29日重任
令和 7年10月 1日登記		
福岡市西区姪の浜六丁目4番1-1301号 代表取締役 石橋亮太	令和 7年 9月29日重任	
	令和 7年10月 1日登記	
監査役 上里剛志	令和 6年 9月30日重任	
	令和 6年10月15日登記	

	会計監査人 PwC Japan有限責任 監査法人	令和 7年 9月29日重任 令和 7年10月 1日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、取締役会の決議によって、取締役の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 当社は、取締役会の決議によって、監査役の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 平成18年 6月28日設定 平成18年 6月30日登記	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 平成28年 6月17日変更 平成28年 6月20日登記	
支 店	1 栃木県鹿沼市茂呂2457番地木工団地内	平成25年 9月 1日移転 平成25年 9月18日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 6月28日設置	平成18年 6月30日登記



福岡市東区多の津一丁目12番2号
株式会社トライアルカンパニー

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

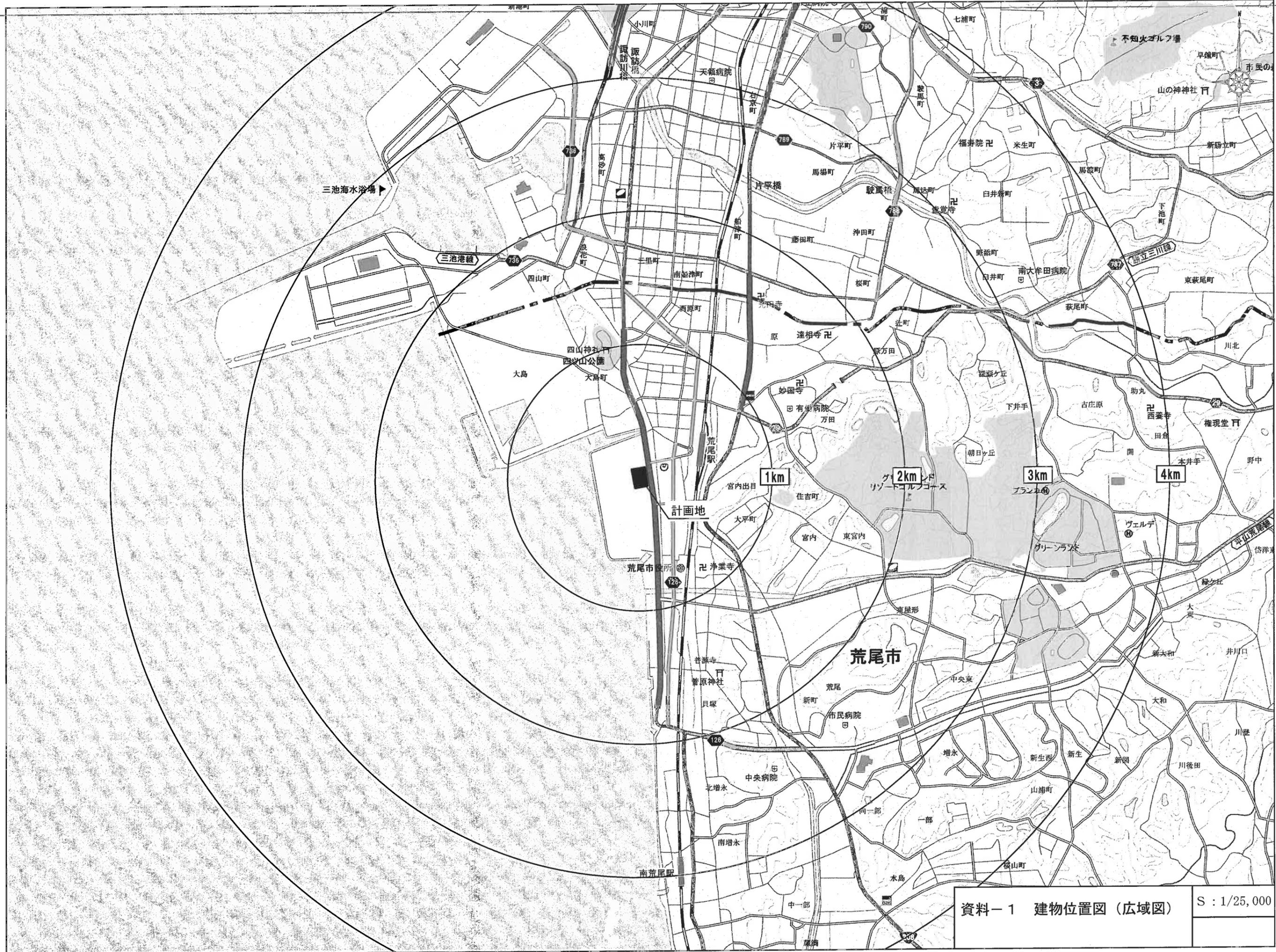
(福岡法務局管轄)

令和 8年 1月21日

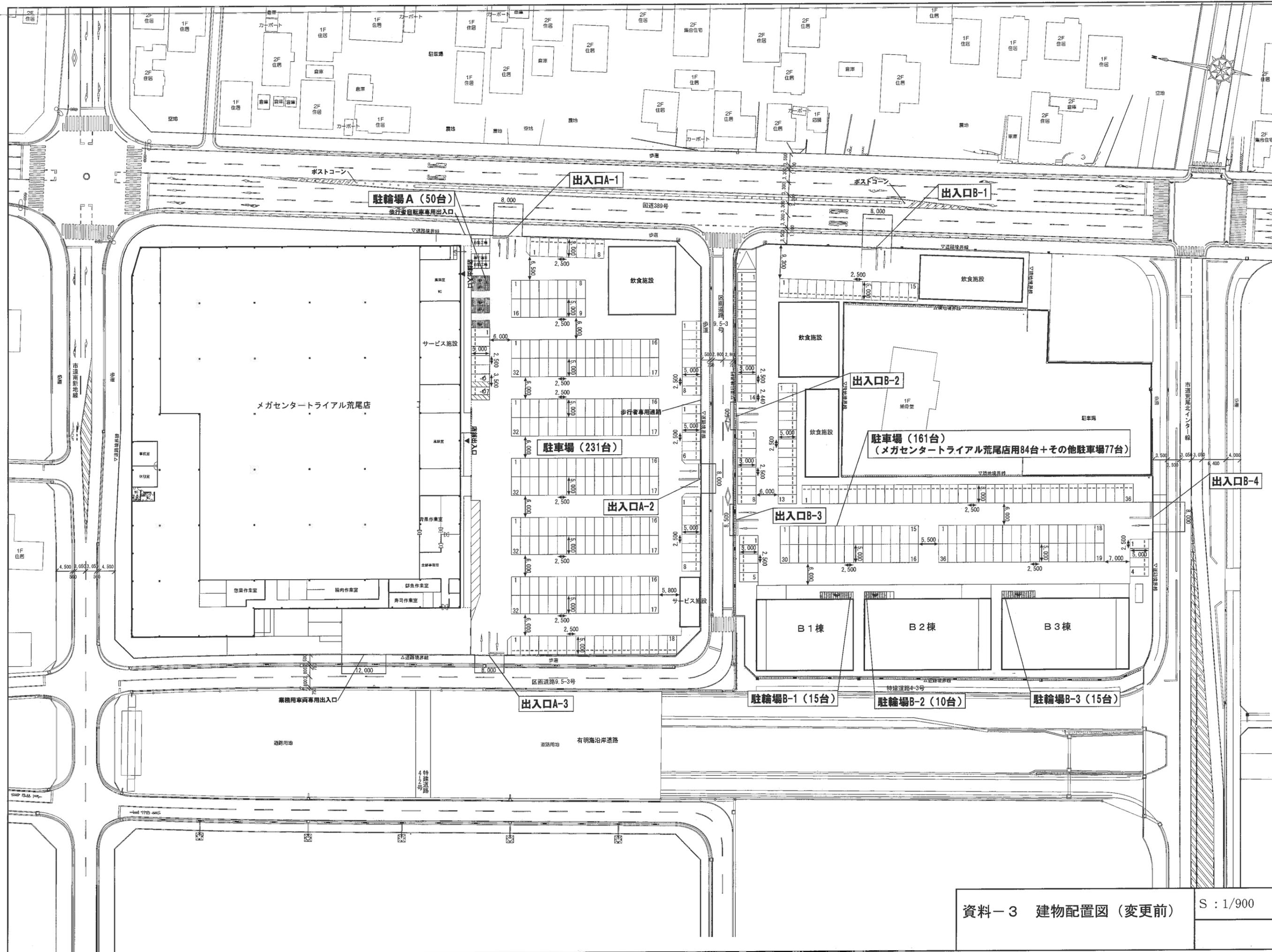
熊本地方務局
登記官

上 村 謙 悟





資料-1 建物位置図 (広域図) S : 1/25,000



資料-3 建物配置図 (変更前) S : 1/900

